

# 市税条例を一部改正

## 寡夫控除の新設、固定資産税の負担緩和など

地方税法の一部が国会で改正され、それに伴い、市税条例も改められました。

主な内容は、次のとおりです。

### 〔市民税〕

父子家庭のための措置として、新たに寡夫に対して、寡婦控除と同額の二十一万円の寡夫控除を設けることになりました。

寡夫控除の対象となる寡夫とは、妻と死別し、又は離婚した後に婚姻をしていない者で、所得税の基礎控除相当額（二十九万円）以下の所得しかない子を有し、かつ、

### 負担調整率

地目	上昇率の割合	負担調整率
宅 地 等 (農地以外)	1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超え、1.7倍以下のもの	1.2
	1.7倍を超え、1.9倍以下のもの	1.25
農 地	1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超えるもの	1.2

※上昇率の割合は、昭和56年度の課税標準額と今年度の評価額との比較です。

所得金額が三百万円以下であつて  
 老年者に該当しない者となつてい  
 ます。

### 〔固定資産税〕

土地は、昭和五十六年度の課税標準額に負担調整率を乗じる方法

## 昭和57年 商業統計調査を実施

6月1日現在で

通商産業省では、昭和五十七年六月一日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、「商業の国勢調査」ともいわれるもので、わが国の商店の分布状況や販売活動の実態および商品の全国的な流通状況などを明らかにするため、全国の卸売業・小売業および飲食店を営んでいるすべての商店を対象に行われます。

この調査の結果は、国や都道府県、市区町村における商業の育成流通機構の近代化などの施策を進めるうえで重要な基礎資料として多くの分野で利用されます。また、各商店が経営指針を作る際にも広く役立つと見られています。

調査は、県知事から任命された商業統計調査員（日光市は二十七名）が、商店を直接訪問し、調査票に記入していただいで回収する

で税負担が緩和されることになりました。  
 なお、納税義務者には、納税通知書を送付（五月七日）の際、「チラシ」を同封し、詳しくお知らせします。

という方法で行います。ただし、飲食店のうち、バー・酒場などについては、調査員が調査事項を聞きとり、調査票に記入する方法等

## 十二氏が無投票当選

### 小来川財産区議会議員

四月二十一日に執行の予定であつた小来川財産区議会議員の選挙は、立候補届出者が十二人で、定数と同じだったため、選挙を行わず当選が決まりました。

当選証書の付与式は、四月二十一日午前十一時から市役所大会議室で行われ、小西日光市選挙管理委員長から一人一人に当選証書が手渡されました。

当選した方々は、次のとおりです。  
 (届出順・敬称略)

- ◎大橋 登 中小来川 葎生産業
- ◎田中 登 西小来川 大工
- ◎福田孫表 東小来川 造林業
- ◎星野善平 南小来川 農林業
- ◎福田和夫 宮小来川 農林業
- ◎星野房弘 南小来川 会社役員
- ◎谷津幸市 中小来川 農林業
- ◎佐藤隆男 南小来川 製材業
- ◎佐藤延生雄 滝ヶ原 医療事務
- ◎佐藤理一 西小来川 製材業
- ◎柴田武雄 宮小来川 会社役員
- ◎大橋薫雄 東小来川 農林業

## 知事を囲んで「県政を語る会」を開催

6月4日、総合会館で

県では、来る六月四日午後一時三十分から、総合会館大ホールで「知事を囲んで、県政を語る会」を開きます。  
 この県政を語る会は、県政について広く県民の生の声を聞き、共に語り、県政に県民の意向を反映させるために行うものです。  
 当日は、県から船田知事をはじめ、部長、局長、教育長、県議会議長ら約二十人が出席し、皆さんからの意見や要望を聞き、県政に役立てようとするものです。  
 県政を語る会に参加できる方は、市内に居住していれば誰でも自由に参加できます。しかし、参加人員は三百人までとなっていますので、ご希望の方は早めにお出かけください。

### テレビ東京の電波誘致事業終了

日光テレビ中継放送施設(丹勢)の発射電波に、以前は東京12チャンネル(現在のテレビ東京)の電波だけが入らず、これの実現運動を続けてきましたが、昨年度、全施設の更新を機会に、やっと実現し、すべての電波が受信できるようになりました。また、このほど細尾ミニサテライト地域の工事も完成して、関連するすべての事務が終了いたしました。地域住民各位のご協力でご実現したこの運動の結果を、ここに報告いたします。

- 地域住民各位の負担金・協賛金
- 五、〇一一、三〇〇円
- 同預金利息 八、三二一円
- 市負担金 一〇、四八〇、三七九円
- 地元負担金計 一五、五〇〇、〇〇〇円